横浜市における市民後見人に関する検討委員会報告書　＜概要＞

～ 地域における権利擁護の推進にむけた「**市民後見よこはまモデル**」の提案 ～

平成24年2月16日
横浜生活あんしんセンター
横浜市健康福祉局福祉保健課

検討の趣旨

＜背景＞
○少子高齢化・家族の小規模化が進行し、地域で暮らす高齢者・障害者への権利擁護のニーズが増大。身近で頻度の高い支援が喫緊の課題。
○老人福祉法改正により、市民後見人の育成と活用が市町村の努力義務化。

＜検討の趣旨＞
○横浜市は「誰もがいつまでも安心して暮らせる都市よこはま」を目標として、地域福祉保健の推進に取り組んできた。
○区成年後見サポートネット等で培った専門職団体との連携を市民後見人の活動支援に活用する等、横浜ならではの市民後見推進の仕組みを検討。

報告の骨子～理念

◎ 地域で暮らし続けることを支える地域福祉の推進

認知症や障害があっても地域で暮らし続けることを可能とする、ノーマライゼーションの理念を、市民参画で実践する

◎ 成年後見制度本来の担い手としての市民後見人の養成

同じ市民の立場で本人に寄り添い、きめ細かい支援を行う市民後見人を本来の担い手として養成
市民がお互いに支えあう共生社会の実現をめざす

◎ 市民、社協、専門職、行政等による重層的な権利擁護体制の構築

各区の成年後見サポートネット等で培った連携を土台に、市民の参画を得て、それぞれの特徴をいかした権利擁護のネットワークを強化

「市民後見よこはまモデル」を提案　～横浜らしく、地域福祉推進と一体となって区域での養成と活動支援を展開～

基本的考え方

定義

○地域に住む身近な存在として、法的に認められた権限をもって、被後見人を見守り、支える役割を担う。
○被後見人の生活課題を解決するにあたっては、地域と連携して取り組み、地域福祉推進の一翼を担う。
○成年後見制度や地域福祉に関する幅広い分野の知識や技術、活動上の倫理を身につけるため、本市養成課程の修了と所定の登録を必須とする。

市民後見人の活動形態・受任する事案・報酬

○市民が個人として後見人を受任することを原則とする。
○親族後見が困難で紛争性が少ない事案であって、類型や在宅・施設の別は問わず、申立人も区長に限らない。多額の資産ある事案は当面対象外。
○家庭裁判所への報酬付与の申立は妨げないものとする。

市民後見人の活動イメージ

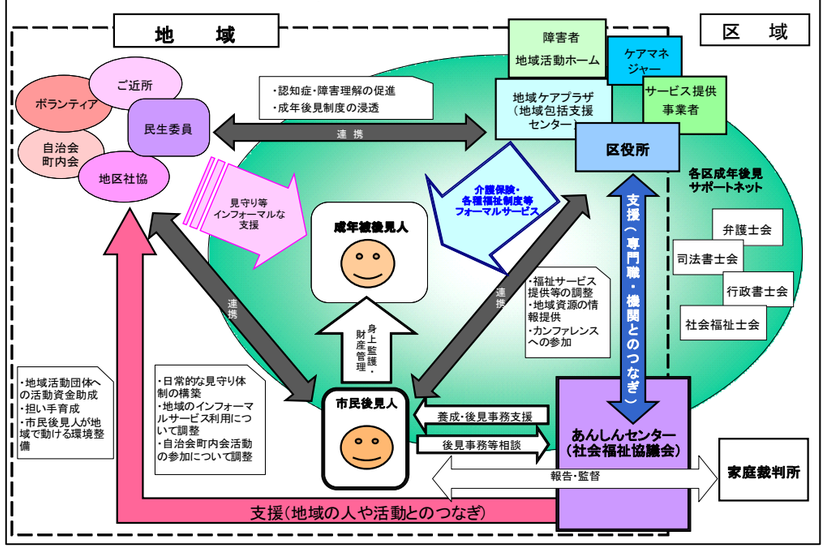

○市民後見人は、専門機関等によるﾌｫｰﾏﾙな支援と、見守り等地域のｲﾝﾌｫｰﾏﾙな支援の中間に位置する。被後見人の生活上の困りごとに対して、両方の支援をつなぎ、QOL（生命・生活の質）の維持・向上を支える。

市民後見人の養成と活動支援

実施体制（右図参照）

①**「横浜生活あんしんセンター」**は、**後見推進機関**として**市民後見人養成・支援の中核**を担い、研修実施や人材登録、区社協への支援を行う。

②**区社協**は**区域の市民後見の実施機関**として、市民後見人への助言等日常的な活動支援を行い、区域の小地域支援と連動した市民後見を推進する。

③**専門職団体**は区成年後見ｻﾎﾟｰﾄﾈｯﾄに参加し、市民後見人が求める専門的助言を行う。その際区社協が仲介を行い円滑に実施する。

④**区役所**は包括支援ｾﾝﾀｰ等と連携して、区長申立事案の後見人候補に市民後見人が相応しいか検討する。また地域福祉保健推進の観点で区社協とともに区域での市民後見推進を図る。

⑤**市役所は市全体の市民後見推進を統括**し、家庭裁判所との調整や実施体制の整備を行う。

市民後見人の養成と活動支援　～市民後見よこはまモデル～

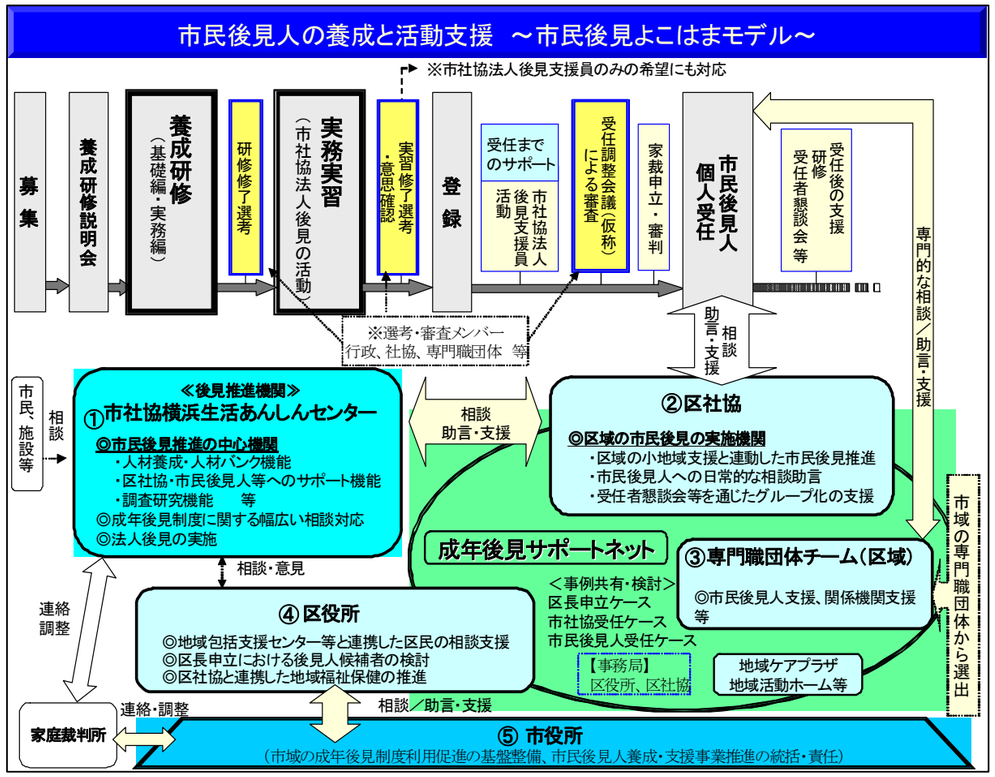

養成と活動支援の概要

＜市民後見人の養成課程＞
○講義・演習中心の養成研修、市社協法人後見活動の実務実習、選考を経て登録する。
○基礎的な講義と実習、受任後の現任研修まで、継続的にレベルアップできる研修とする。市民後見人として寄り添い支援する倫理を学ぶ。
○横浜らしさである地域福祉の実践ができるよう関係機関や地域との連携等にも重点を置く。

＜候補者推薦・受任調整＞
○受任のマッチングが鍵。被後見人の状況を的確にアセスメントし、リスクマネジメント視点も含むコーディネートを受任調整会議(仮称)に期待。

＜市民後見人の支援課程～スーパービジョン＞
○個人受任である以上スーパービジョンは必須。やりがいを感じながら継続できるよう支援する。
○区社協職員がスーパーバイザーとなることを基本とし、体制を整備。区役所等も協力する。

推進のロードマップ

○数区をモデルとして養成を開始。徐々に全区へ展開。2年間かけて丁寧に養成しつつ、市社協から区社協へノウハウを伝え、区社協が市民後見人の活動支援に対応できる体制をつくる。

24年度
＜第1期モデル区＞
募集・説明会
養成研修（半年程度）

→

25年度
＜第1期モデル区＞
実務実習（1年程度）

→

26年度
＜第1期モデル区＞
登録・個人受任
＜第2期実施区＞
募集・説明会
養成研修（半年程度）

→

複数年次で全区展開